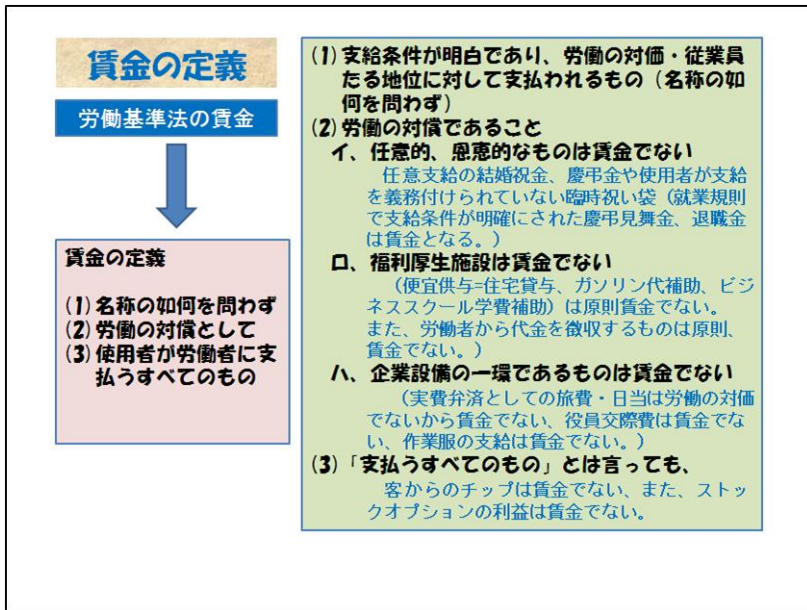


7-2 賃金の定義



「賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。」（労働基準法第 11 条）

賃金は、「労働の対償」として支払われるものであるから、次の「任意的恩恵的給付」、「福利厚生施設（給付）」、「企業設備」に当たるものは、労働の対価とは言えないから賃金でない。

イ 任意的恩恵的給付

結婚祝金、病気見舞金、慶弔金等がこれに当たる。

ロ 福利厚生施設（給付）

資金貸付、社宅、運動レクリエーション施設などがこれに当たる。

ハ 企業設備等

企業が経営体として当然具備しておかねばならない有形無形の設備であり、作業服、作業用品代などがこれに当たる。実費弁済的な旅費、日当あるいは交際費など業務費もこれに含む。

賃金は使用者が労働者に支払うものであるから、客が支払うチップは賃金でないが、客から一定率のサービス料を徴収し一定期間ごとに当日の勤務者に均等配分する場合は使用者が支払う賃金と解される。